

京都市会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月22日

京都市会議長 巻 野 渡

京都市会規則第1号

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第11条中「昭和22年法律第67号。」を削る。

第13条中「具え」を「そなえ」に、「付け」を「付して」に、「ともに」を「共に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付して、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第16条中「具え」を「そなえ」に、「, 所定」を「所定」に、「, 1人以上」を「1人以上」に改める。

第18条第2項中「で前項」を「につき前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、当該委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「, 省略する」を「省略する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出する議案は、委員会に付託しない。ただし、市会の議決で付託することができる。

第67条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第106条及び第116条中「第37条第2項」を「第37条第3項」

に改める。

第123条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第124条中「は印刷し」を「は、印刷し」に、「配布する」を「配布（会議録が電磁的記録（法第123条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、電磁的方法による提供を含む。）を行う」に改める。

第125条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「掲載しない」を「掲載し、又は記録しない」に改め、同条第2号中「記録されている」を「含まれる」に、「掲載する」を「掲載し、又は記録する」に改める。

第126条中「議員」の右に「（会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置を採る議員）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（市会事務局政務調査課）